

政策Ⅱ-1-(4)-③

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	公認会計士監査の充実・強化
16年度 重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融庁による公認会計士等に対する監督 ② 公認会計士・監査審査会による日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューのモニタリング ③ 公認会計士・監査審査会による公認会計士試験の厳正かつ効率的な実施 ④ 新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融庁による公認会計士等に対する処分状況（処分件数） ② 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数） ③ 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、公認会計士・監査審査会による公認会計士試験の実施状況 ④ 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容の情報開示が十分行われていること

3. 政策の内容

我が国の金融システムは、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものとなっていくことが必要であり、これを実現するためには、市場への信認が確固としたものとなる必要があります。

これに関連して、証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、財務諸表等の信頼性を担保するための制度としての公認会計士監査を一層充実させ、厳格な監査を実施することが必要です。また、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいては我が国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、その国際的な信頼の向上を図り、公認会計士監査を充実・強化する必要があります。

このため、金融庁としては、公認会計士等に対する処分等についての体制整備やルールの明確化を図りつつ適切な処分等を行うこと、公認会計士・監査審査会において、品質管理レビューのモニタリングの実施を行うこと、公認会計士試験の実施及び新制度の実施に向けた準備を行っていくこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

平成16年10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーを巡り、不適正な事例が相次いで判明したことを受け、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」（16年11月）、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）」（16年12月）が取りまとめられました。更に、「金融改革プログラム」（16年12月）においても、「監査法人における内部統制の強化や、非監査業務との利益相反防止等に向けた取組みの促進及び行政・日本公認会計士協会によるチェック（公認会計士・監査審査会による監査法人の検査を含む）」としているところです。

また、公認会計士・監査審査会は、16年6月に策定・公表した『監査の信頼性確保のために一審査基本方針等一』に基づき、日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握を行ない、17年2月に提言・公表しております。

公認会計士試験については、18年以降実施される新制度による公認会計士試験の実施に向けた検討を行っており、決定事項については適宜公表を行っております。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 公認会計士等に対する監督

平成17年3月に、16年4月1日に施行した改正公認会計士法に基づく公認会計士等の懲戒処分の適切な実施を図るため、基本的な考え方を「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」として整理し、公表しております。

また、16年12月に監査法人1法人、公認会計士1名、17年1月に監査法人1法人を、公認会計士法に基づき処分しております。

② 品質管理レビューのモニタリング

平成16年6月に『監査の信頼性確保のために一審査基本方針等一』を策定・公表し、設立初年度である今事務年度は、『品質管理レビューの一層の機能向上に向けて一日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言一』として報告書^{*1}を17年2月に公表しております。

この報告書では、品質管理レビューが法的に位置づけられたことを勘案し、その一層の機能向上を図るために改善が必要だと考えられる事項として、

ア. 品質管理レビューの実施人員の増員強化

イ. 品質管理レビューの透明性の向上

ウ. 監査意見表明に当たっての審査の体制整備の促進

等、具体的な提言を行ったところです。

また、16年度に日本公認会計士協会が実施した品質管理レビュー96件を対象に審査を行い、立入検査については17年6月末までに3件実施しております。

*1 <http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/jittai.html>

このような継続的なモニタリングの実施により、監査業務に関する様々な事項について、問題点の抽出や検証を行っております。

③ 公認会計士試験の厳正かつ効率的な実施

公認会計士試験については、平成16事務年度において16年第2次試験論文式試験、同第3次試験（筆記試験、口述試験）、17年第1次試験及び同第2次試験短答式試験について厳正な実施を行い、引き続きデータの電算処理等、効率的な試験実施に努めました。

④ 新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備

平成16年7月より新試験実施検討小委員会を発足させ、17年5月までに8回開催し、新制度による公認会計士試験の実施に向けた検討を行って参りました。この検討の結果は、17年2月8日及び6月28日に、公認会計士・監査審査会において、試験日程、試験時間、問題数、配点、解答方式の他、出題範囲の要旨及び論文式試験サンプル問題（租税法、統計学）の決定を行いました。このうち2月8日決定に係るものについては同月10日に、6月28日決定に係るものについては7月27日に公表しております。

また、試験システムの開発に関しては、新公認会計士試験システムに必要な機能等について検討を行い、17年度以降、新公認会計士試験の実施状況を踏まえつつ計画的にシステム開発を行うこととしております。

なお、②～④の実施のため、平成16年7月から17年6月までに、公認会計士・監査審査会を24回開催しております。

(2) 評価

「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」を公表し、処分の基準をできるだけ具体化・明確化したことは、公認会計士監査の充実・強化に寄与するものと考えています。

『日本公認会計士協会が行う品質管理レビュー』の実態把握及び提言の取りまとめ並びに継続的なモニタリングの実施は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上に資することにより、我が国の監査の質の確保と実効性の向上に寄与するものと考えています。

また、監査法人等に対する公認会計士法に基づく処分を通じて得られた教訓は、17年7月に公開草案が公表された監査に関する品質管理基準の策定等に生かされています。

更に、公認会計士試験を厳正に実施するとともに、新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備を進めることにより、財務諸表の適正性を担保する監査業務の担い手である公認会計士の輩出及び新公認会計士試験の実施に係る事務効率化に寄与するものと考えています。

6. 今後の課題

日本公認会計士協会が品質管理レビューの対象範囲の拡大を行ったことにより、平成17年度より品質管理レビューの報告件数の増加が見込まれています。また、『実態把握及び提言』を受けた日本公認会計士協会の品質管理レビューについて、一層の機能向上を嚮憑し、それを踏まえたより深度あるモニタリングを実施する必要があります。更に、監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえた監査基準の改訂について、今後、所要のとりまとめ作業を行う必要があります。

また、公認会計士試験システムの適正かつ受験者の利便に資する運用を確保するため、18年度において、予算・機構定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方
- ・ 監査の信頼性確保のために一審査基本方針等
- ・ 品質管理レビューの一層の機能向上に向けて
 - －日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言－
- ・ 公認会計士・監査審査会報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて－日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言－」に対する対応について（平成17年2月17日 日本公認会計士協会）
- ・ 新公認会計士試験の実施に関する情報の公表について

10. 担当部局

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課